

非農林業家族従業者の現状と問題点

—— 中間報告 ——

昭和46年9月

家族従業者問題研究会議

目 次

まえがき	2頁
1. 家族従業者の就業分野としての零細自営業の動向	4
2. 女子家族従業者の動向	4
(1) 昭和30年以降の量的変動	4
(2) 産業別職業別にみた特徴	5
(3) 地域別にみた特徴	5
(4) 配偶関係別にみた女子家族従業者	6
3. ライフサイクルからみた女子家族従業者の特性	7
4. 自営業の類型と女子家族従業者の役割	9
5. 女子家族従業者の生活時間構造	11
6. 家族従業者である妻の法的地位	13
(1) 夫婦財産制の原則と妻の権限	13
(2) 財産分与の際に認められる妻の寄与分	14
(3) そ の 他	14

まえがき

昭和30年代後半から、都市を中心に非農林自営業における有配偶女子家族従業者の漸増傾向が続いている。

労働省では、家族労働問題の一環として、製造業および、卸売業小売業における女子家族従業者の実態調査を実施してきたが、さらに本年3月下旬のメンバーにより「家族従業者問題研究会議」が設置され、非農林業女子家族従業者の労働と家庭生活について、その実態と問題点を明らかにするために研究を重ねてきた。

このたび、非農林自営業における女子家族従業者の就業状況等について、中間報告をとりまとめた。これまで非農林業の家族従業者問題を総合的、体系的にとりあげた研究は殆んどなく、基礎となる統計資料が不備なため、今回の研究会議においても未だ十分な検討が行なわれたとはいえない。家族従業者問題の展望と福祉対策についての最終結論を得るためには、今後さらに、より詳細な調査の実施ならびに研究の継続が必要であると考えられる。

会 議 メ ン バ ー

◎ 梅 村 又 次 （一ツ橋大学教授）

清 成 忠 男 （国民金融公庫調査部調査課長）

高 梨 昌 （信州大学教授）

近 松 順 一 （茨城大学助教授）

広 田 寿 子 （日本女子大学助教授）

湯 沢 雅 彦 （お茶水女子大学助教授）

（五十音順）

◎印は座長

1. 家族従業者の就業分野としての零細自営業の動向

従来の通説的理解によれば、経済成長に基づく産業構造の変動にともなう、一部の医師、弁護士、経理士等の専門職自由業は別として、非農林業の零細自営業は消滅していく存在であり、自営業従事者も減少傾向をたどるものと予想されていた。

ところが、自営業主数は、昭和30年代前半の減少傾向にもかかわらず、37年以降増加に転じ、45年には614万人を数えるに至り、また家族従業者についても、業主とほぼ同様の傾向が観取されている。

このような自営業従事者の増加傾向は、少なくとも先進工業諸国においては最近みられない現象であって、わが国の特徴として注目される。(第1表、第2表)

2. 女子家族従業者の動向

(1) 昭和30年以降の量的変動

40年代には非農林業の女子就業者は、30年代の2倍もの急速なテンポで増加した。その半は家事と就業を兼ねる

「仕事は従な者」の増加によるものであり、家庭の主婦の就業がこの時期大いに進展したことを示している。「仕事は従な者」の増加は、家族従業者、常用および臨時の雇用労働者、雇用労働者をもたない自営業主の三つにほぼ等分されており、しかも、この「仕事は従な者」の増加は、40年代における家族従業者の増加の約70%を占めている。（第3表）

(2) 産業別、職業別にみた特徴

昭和32～44年の期間における男女の家族従業者の増加の中心は、卸売、小売業で、増加総数の52%を占めており、その中では飲食店従業者の割合が高い。次いで、増加が目立っているのは、繊維、衣服を中心とする製造業（21%）および理容、美容を中心とするサービス業（17%）である。（第4表）

職業別にみると、30年代後半における非農林漁業の女子家族従業者の増加の中では、販売従事者、生産従事者、サービス従事者、事務従事者の増加が目立っている。（第5表）

(3) 地域別にみた特徴

女子家族従業者の変動を地域別にみると、40年以降、東

京、大阪を中心とする六大都市における増加が著しい。（第6表）

(4) 配偶関係別にみた女子家族従業者

非農林漁業における女子家族従業者の中では、有配偶者が圧倒的に多く、その比重は35年の76%（115万人）から、40年には83%（174万人）と、増大傾向をみせている。（第7表）

なお、夫が非農林漁業自営業主である妻のうち、昭和30年には30%が、家族従業者であったが、40年にはその比率が49%に高まり、妻の家族従業者化の進展を示している。

同じ期間に、非労働力人口は38万人減少しており、非労働力人口の労働力化、ここでは家族従業者化が、家族従業者増加の中核になっていると考えられる。

これらの非農林漁業家族従業者である妻のうち、年令40才以上の者の占める割合は、30年の49%から40年には55%に上昇し、女子家族従業者の高年令化がみとめられる。

（第8表）

3. ライフサイクルからみた女子家族従業者の特性

女子の労働力参加が、その生活周期の移行にともなって、きわめて特徴的なパターンをみせていること、また女子の専門職業教育がごく限られていることを前提に、年令、配偶関係、子供の有無等の属性を考慮して、家族従業者としての女子労働力の供給パターンをみると、以下のように整理することができる。

前期就労期

15才から結婚ないし、第1児出産の25才前後までの時期で、大部分の者がフルタイムの雇用労働者として就業し、家族従業者となる者は少ない。

この層は、女子労働力の中核ではあるが、その職務は単純作業が多く、職業経験としてその後の生活に役立つところは少ない。

非就労期

25才から35才前後までの時期で、家事労働、育児労働の負担が最も大きいため、通常は非労働力にとどまるが、近代的家内労働の一分野たる家庭内職に従事するか、自営業世

帯ではパートタイムの家族従業者として就業する者もある。

後期就労期

末子が小学校に入学する35才前後から60才頃までの時期で、家事、育児からの部分的解放にともなって、フルタイムの家族従業者、あるいはパートタイムの雇用労働者として再就労する傾向がある。

しかし、知識、技能の面で前期就労期における職業経験が積極的に生かされる可能性はごく限られている。そのため、縫製関係等一部の業種を除くと、未経験の無技能労働力として再出發せざるをえない現状である。

引退期

60才前後で、最終的に労働市場から引退するのが普通であるが、家族従業者として、軽易な補助的業務に従事している場合もある。

以上から、家族従業者問題は、主に後期就労期における自営業主婦の問題であるといえる。

4. 自営業の類型と女子家族従業者の役割

従来わが国では、自営業の大部分は専門知識、技能をもたない低所得多就業の生業的自営層で、二重構造の底辺をなすものと考えられてきた。ところが、40年代に入ると、自営業層にも産業分野のいかんを問わず、ようやく階層分化が表面化してきて、自営業における女子家族従業者の役割も多様化し、かつてのように、これを一色に塗りつぶしてとらえることは困難となった。この傾向は、とくに大都市において顕著である。

そこで、女子家族従業者の役割を経営資源の観点からみた自営業世帯の類型別にとらえると、およそ次のような分類が可能である。

- (1) 「専門的技能に依存する自営業」世帯においては、主婦は家事労働に従事しながら、家業にも従事する。主婦が無技能労働力であれば、雑務、事務補助等の補助的労働力にとどまるが、主婦が専門的知識、技能をもつ場合は、家業の基幹労働力として不可欠な存在となっている。

主婦の技能程度が家業の存立、ひいては世帯の所得に影響するところが大きい。

- (2) 「専門的知識、技能をもたない自営業」世帯においては、主婦は家事に従事しながらも、フルタイムの家族従業者として家業労働の重要部分を分担するようになる。

この型の自営業では比較的容易に開業できるため、新規参入が多く、数の上ではなお依然として自営業家族従業者中の大部分を占めていると推察されるが、全般に所得が低く、かつ不安定である。

- (3) 副業的な自営業としての「家庭内職」は、労働者世帯に限られ、自営業世帯には例外的に存在するもので、仕事を従とする者の割合が増加している。

- (4) 医師、弁護士等の伝統的な「専門知識に依存する自営業」の他に、最近では、大都市を中心として、市場調査、ソフトウェア開発等のいわゆるベンチャービジネスの進出が注目されている。しかし、これらの自営業世帯では、主婦の家族従業者としての経営参加は限られたものであるか、全く家事労働のみに専従しているため、その役割は相対的に低い。

こうした女子家族従業者の家業への貢献を計数的に直接とら

えることは自営業の性格上困難である。

参考までに、非農林業男子自営業主の所得を雇用労働者の場合と比較してみると、43年の平均所得は85万円（対40年増加率45%）で、雇用者の平均（67万円、38%）を上まわっている。（第9表）

5. 女子家族従業者の生活時間構造

家族従業者としての主婦の就労が、子の養育に与える影響および家事の決定、遂行上の権威、役割関係、家族間の情緒等の家庭生活全般に及ぼす影響については、きわめて重要な問題であるが、社会学や心理学の側からする研究はまったく未開発であり、またよるべき研究資料もえられない。そのため、ここでは若干の調査資料が得られる生活時間について述べることにとどまらざるをえない。

昭和45年のNHK国民生活時間調査によって、商工自営業従事者である主婦の生活時間を、無業の主婦と比較すると、平日の場合は家事以外の労働時間が7時間長く、そのため家事時間は4時間以上、余暇時間は2時間余も短くなっている。（第

10表)

労働省婦人少年局の女子~~家~~家族従業者の生活実態に関する調査(製造業、4・5年、卸売業小売業、4・6年)で、業種による差異をみると、製造業では、収入生活時間が6時間余、家事的な生活時間が5時間余で、比較的労働時間は短い。卸売業小売業においては、収入生活時間が9時間ちかく、家事的な生活時間が4時間余となっている。(第11表)

しかしながら、家事時間が相対的に長い主婦の場合にも、時間の配分は必ずしも充分合理化されているとはいいがたく、また主婦の場合は有業と無業とを問わず、複数の仕事を重複して行っている「……………」時間が約3時間あり、有業主婦の場合は仕事と家事、無業主婦の場合は家事と余暇との重複が多いと推察されるので、家族従業者である主婦の家庭生活において、家事や余暇の実質的内容が、果してこうした調査結果にみられるほど大幅に切り下げられているかどうかは、にわかに断定できない。

なお、調査技術上の難点が少なくない資料ではあるが、労働力調査によると、家族従業者の就業時間は軽微ながら短縮の傾向にあるようである。(第12表)

6. 家族従業者である妻の法的地位

自営業従業者としての妻の場合には、主婦専業の妻とくらべて財産的寄与があることは明らかであるが、雇用労働者である妻にくらべると寄与分が必ずしも明確ではない。一般に妻の財産的寄与をめぐる評価については、議論が分れており、家族従業者としての経済的特性を考慮したものは極めて少なく、以下にみられる程度である。

(1) 夫婦財産制の原則と妻の権限

婚姻前から持っていた財産の帰属について、戦前の民法では妻の財産に対しても夫が管理権、収益権を有していたが、新法では夫婦別産、別管理制度を採用し夫婦の財産は、それぞれの特有財産で構成されるようになった。

夫婦が婚姻中取得した財産の帰属については、別産制によれば夫が職業によって収入を得、妻が無職または家族従業者の場合、夫名義で取得した財産は夫個人の財産とされ、妻の協力分が評価されないという問題がある。

自営業従事の妻の財産的寄与を評価し、蓄積財産の $\frac{1}{2}$

を妻の特有財産または全体を夫との共有財産として認める立場を法制上採用している国も若干あるが、わが国においても夫が財産を取得するためには、家族従業者としての業務援助をはじめ、家事、育児その他家庭生活上の雑務の遂行に当って、妻の寄与が不可欠であるから、夫名義の財産に対して妻の帰属分を認めようとする学説が多くなってきている。

(2) 財産分与の際に認められる妻の寄与分

離婚の際、妻に財産分与を認める制度は、戦後の新法で設けられたものであり、婚姻中夫婦で取得した財産に対する妻の潜在的持分の取戻しという清算的性格をもっている。

自営業家族の財産分与に関する裁判例（東京家裁42. 5. 6 審判、新潟家裁42. 12. 26 審判、札幌高裁44. 1. 10 決定、他）によると、具体的事情に応じ結論は異なるが判断を下す前提として、夫婦の財産に対する持分を基本的には五分五分であると考えていることが推察できる。

(3) そ の 他

妻の財産的寄与についての法的評価としては、他に夫死亡の際の配偶者相続権および贈与税相続税課税における配偶者

控除等の措置があるが、現行制度上の扱いでは、妻が家族従業員として寄与した分を積極的に評価するに至っていない。

附 表

目 次

第 1 表	非農林業自営業就業者の推移.....	2 頁
第 2 表	欧米諸国における非農林業自営業就業者の推移.....	3
第 3 表	非農林業就業者の増減数.....	4
第 4 表	特定産業別にみた家族従業者の増減数.....	6
第 5 表	特定職業別にみた女子家族従業者数の推移.....	8
第 6 表	地域別非農林業女子家族従業者数の推移.....	10
第 7 表	配偶関係、年齢階級別女子家族従業者数.....	11
第 8 表	非農林業自営業主の妻の就業状態.....	12
第 9 表	非農林業男子自営業主（仕事が主な者）および雇用の 平均所得と増加率.....	14
第 10 表	女子の生活時間.....	15
第 11 表	家族従業者である妻の生活時間.....	16
第 12 表	非農林業自営業従業者の平均週間就業時間.....	16

第1表 非農林業自営業就業者の推移（男女計）

（単位万人）

	計	自営業主	家族従業者
昭和30年	866	508	358
35年	855	524	331
36年	835	519	316
37年	811	501	310
38年	830	514	316
39年	842	523	319
40年	848	528	320
41年	867	544	323
42年（旧）	910	571	339
42年（新）	925	587	338
43年	950	598	352
44年	968	613	355
45年	967	613	354

総理府統計局「労働力調査報告」

第2表 欧米諸国における非農林業自営業就業者の推移

(単位万人)

	アメリカ	フランス	西ドイツ	イタリア	イギリス
1960年	698	247	283	348	137
1961年	705	244	289	352	137
1962年	689	240	281	344	137
1963年	678	237	279	333	136
1964年	686	235	274	353	136
1965年	……	233	272	347	135
1966年	656	232	270	349	135
1967年	568	231	270	354	※141
1968年	559	229	269	361	142
1969年	577	228	267	344	149

OECD, Labour force Statistics 1958-1969

(注) ※は調査方法の変更により不連続

……1965年のアメリカは資料の入手ができず不明

第3表 非農林業就業者の増減数

(単位:千人)

	計	自営業主		家族従業者	雇用労働者		
		雇用労働者 のあるもの	雇用労働者 のないもの		民間の役員	常用	臨時
(男子)							
31~34年	1,985	148	-39	-12	1866	-12	23
34~37年	2,466	1	-89	15	181	2,405	-25
37~40年	2,004	60	-108	-40	129	1,683	133
40~43年	2,571	316	-34	108	14	2,259	-285
(うち仕事は従業者)							-
31~34年	-41	-1	2	-16	-11	-1	3
34~37年	-12	-3	-24	-7	2	6	-3
37~40年	-41	1	-4	0	0	-32	2
40~43年	70	2	14	21	1	16	1

(女 子)	723	33	-8.3	-69	787	27	23
31~34年		33	-8.3	-69		27	23
34~37年	1614	5	-57	107	33	41	32
37~40年	1083	11	69	143	24	47	98
40~43年	2557	69	396	576	26	308	-129
(うち仕事は従業者)							
31~34年	-109	3	-33	-11.0	29	8	5
34~37年	39	1	-45	-36	9	14	6
37~40年	172	3	26	50	1	29	31
40~43年	1373	12	411	483	2	222	9

「就業構造基本調查報告」

第4表 特定産業別にみた家族従業者の増減数

(昭和32～44年・男女計)

(単位千人・%)

	増減数	構成比
計	567	1000
卸売業・小売業	297	52.4
飲食店	114	20.1
飲食料品小売業	61	10.8
その他の飲食料品小売業	48	8.5
食肉小売業	15	2.6
鮮魚小売業	10	1.7
菓子・パン小売業	△31	△5.5
サービス業	97	17.1
理美容業	38	6.7
自動車整備および関連サービス業	13	2.3
洗たく業	24	4.2
旅館業	9	1.6
建設業	46	8.1

製 業	1	1	6	2	0	5
織 維 工 業		3	2		5	6
織 物 業		1	5		2	6
メリヤス製造業			9		1	6
衣服その他繊維製品製造業		1	3		2	3
※金属機械製造業		5	1		9	0
金属製品製造業		2	5		4	4
一般機械器具製造業			9		1	6
出版・印刷業		1	0		1	8
食料品製造業	△	1	4	△	2	5
パン・菓子製造業	△		9	△	1	6
水産食料品製造業	△		7	△	1	2
不動産業		1	3		2	3
その他の	△		3	△	0	6

総理府統計局「事業所統計調査報告」

(注) ※は、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、

検査機械器具製造業をまとめたもの

第5表 特定職業別にみた女子家族従業者数の推移

(農林漁業従事者を含まない)

(単位:千人、%)

	昭和30年	35年	40年	30~35年	35~40年
計	1452(1000)	1516(1000)	2,089(1000)	64(1000)	573(1000)
専門的技術的職業従事者	23(1.6)	25(1.6)	39(1.9)	2(3.1)	14(2.4)
事務従事者	30(2.1)	63(4.2)	166(7.9)	33(51.6)	103(18.0)
販売従事者	765(52.7)	737(48.6)	930(44.5)	△28(△43.8)	193(33.7)
技能工、生産工程従事者 および単純労働者	441(30.4)	440(29.0)	597(28.6)	△1(△2.0)	157(27.4)
サービス職業従事者	191(13.2)	246(16.2)	350(16.8)	55(86.0)	104(18.2)
その他の	2(0.1)	5(0.3)	7(0.3)	3(4.7)	2(0.3)
技能工、生産工程従事者 および単純労働者	441(1000)	440(1000)	597(1000)	△1	157(1000)
飲食料品製造従事者	107(24.3)	95(21.6)	113(18.9)	△12	18(11.5)
織物製品製造従事者	68(13.6)	72(16.3)	109(18.3)	4	37(23.6)
製糸紡績従事者	82(18.6)	78(17.7)	101(16.9)	△4	23(14.6)
木竹草つる製品製造従事者	71(16.1)	52(11.8)	43(7.2)	△19	△9(△5.7)
窯業土石製品製造従事者	14(3.2)	16(3.6)	17(2.8)	2	1(0.6)

パルプ紙、紙製品製造従事者	10(23)	10(23)	15(25)	0	5(32)
印刷、製本従事者	4(09)	5(11)	13(22)	1	8(51)
ゴム可塑物製品製造従事者	1(02)	5(11)	12(20)	4	7(45)
※金属機械製品製造従事者	20(45)	24(55)	54(90)	4	30(191)
単純労働者	27(61)	47(107)	56(94)	20	9(57)
サービス職業従事者	191	246(1000)	350(1000)	159	104(1000)
給仕人、接客女中		87(354)	109(311)		22(212)
料理人、バーテンダー		60(244)	91(260)		31(298)
理容師、美容師		58(236)	82(234)		24(231)
洗たく職、洗濯職		18(73)	32(91)		14(135)
浴場従事者		12(25)	19(54)		7(67)

総理府統計局 国勢調査報告

(注) 1. ※印は、金属材料製造、金属加工組立・修理、電気機械器具組立修理、輸送機械組立修理、計器・

光学機械器具組立修理従事者をまとめたもの。

2. 30年国勢調査では、職業小分類別家族従業者数は集計されていない。

第6表 地域別非炭林業女子家族従業者数の推移

(単位千人・%)

	実 数			増 減 率		
	昭和37年	40年	43年	37~40年	40~43年	37~43年
全 国 総 数	1,298	1,440	2,021	10.9	40.3	55.7
六 大 都 市	238	262	393	10.1	50.0	65.1
東 京 都 区 部	107	112	183	4.7	63.4	71.0
横 浜 市	14	17	26	21.4	52.9	85.7
名古屋 市	30	33	50	10.0	51.5	66.6
京 都 市	21	29	42	38.1	44.8	100.0
大 阪 市	51	54	75	5.9	38.9	47.1
神 戸 市	15	17	17	13.3	0	13.3
六大都市以外	1,060	1,178	1,628	11.1	38.2	53.6

総理府統計局「就業構造基本調査報告」

第7表 配偶関係、年齢階級別女子家族従業者数
(農林漁業従事者を含まない)

(単位千人、%)

	総 数	有 配 偶					死 別	離 別	未 婚
		計	29才以下	30~39	40~49	50~59			
昭和35年	1,516 (100.0)	1,152 (76.0)	222 (14.6)	386 (25.5)	310 (20.4)	173 (11.4)	68 (4.5)	17 (1.1)	280 (18.5)
40年	2,089 (100.0)	1,738 (83.2)	307 (14.7)	523 (25.0)	493 (23.6)	305 (14.6)	72 (3.4)	16 (0.8)	263 (12.6)
35~40年	573 (100.0)	586 (102.3)	85 (14.8)	137 (23.9)	183 (31.9)	132 (23.0)	5 (0.9)	△ 1 (△0.2)	△ 17 (△3.0)

第8表 非農林業自営業主の妻の就業状況

		昭和30年	35年
15才以上総数		2,677(100.0)	2,821(100.0)
非就業者		1,557(58.2)	1,554(55.1)
就業者		1,119(41.8)	1,267(44.9)
農林業		188(5.7 ^{2.0})	184(6.5)
非農林業		931(34.8)	1,083(38.4)
雇用者		64(2.4)	90(3.2)
自営業主		57(2.1)	77(2.7)
家族従業者		810(30.3)(100.0)	915(32.4)(100.0)
内	24才以下	31(3.8)	39(4.5)
	25～29	97(12.0)	96(10.5)
	30～34	143(17.7)	137(15.0)
	35～39	145(17.9)	178(19.5)
	40～44	140(17.3)	142(15.5)
	45～49	105(13.0)	132(14.4)
	50才以上	150(18.5)	191(20.9)

総理府統計局「国勢調査特別集計結果・世帯および家族」

(単位千人、%)

4 0 年	3 0 ~ 3 5 年	3 5 ~ 4 0 年	3 0 ~ 4 0 年
2967(1000)	144	146	290
1,173('39.5)	△ 3	△381	△384
1,793(60.4)	147	527	674
122(4.1)	△ 4	△ 67	71
1,672(.56.5)	151	590	741
132(4.4)	26	42	68
77(2.6)	20	0	20
1,463(49.3)(100.0)	105	548	653
63 (4.3)	8	24	32
158 (10.8)	△ 1	62	63
203 (13.9)	△ 6	66	60
229 (15.7)	30	51	81
247 (16.9)	2	105	107
204 (13.9)	27	72	99
359 (24.5)	141	68	209

第9表 非農林業男子自営業主の仕事が主たる者における雇用語の平均所得と増加率

(単位万円)

	自 営 業 主			雇 用 者		
	総 数	雇用者有	雇用語者主	内 職	総 数	会社役員 一般常雇
昭和37年	41.0	—	—	—	34.8	76.8 33.4
40年	58.6	—	—	—	48.4	105.1 46.4
43年	84.7	119.5	67.3	23.4	66.9	152.3 63.7

(増加率)				(単位 %)		
37~40年	42.9	—	—	39.1	36.8	38.9
40~43年	44.5	—	—	38.2	44.9	37.3
37~43年	106.6	—	—	92.2	98.3	90.7

総理府統計局「就業構造基本調査報告」

第 10 女子の生活時間（平.日）

昭和 4.5 年 10 月

	主婦 専 業		つ と め		商 工 自 営 業	
	時間	分	時間	分	時間	分
生 活 必 需	1 0	2 4	1 0	1 9	9	4 2
労 働	9	1 0	1 0	4 4	1 1	5 5
(仕 事)	(1	1 2)	(7	1 6)	(8	2 1)
(家 事)	(7	5 7)	(2	5 6)	(3	3 3)
余 暇	7	2 1	5	3 5	5	1 9

N H K 放送文化研究所「昭和 4 5 年 N H K 国民生活時間調査」

(注) 労働には仕事・家事・通勤を含む。

第 1 1 表 家族従業者である妻の生活時間

	製造業従事者		卸、小売業従事者	
	時間	分	時間	分
生理的生活時間	1 0	4 3	1 0	0 0
収入生活時間	6	1 2	8	4 7
家事的生活時間	5	2 1	4	0 3
社会的文化的生活時間	1	4 4	1	1 0

労働省婦人少年局

「製造業女子家族従業者の生活実態に関する調査」4 5 年 1 月

「卸売業、小売業女子家族従業者の生活実態に関する調査」4 6 年 1 月

第 1 2 表 非農林業自営業従業者の平均週間就業時間

(単位時間)

	昭和 3 0 年	3 5 年	4 0 年	4 2 年	4 3 年	4 4 年	4 5 年
男子自営業主	5 5.1	5 6.2	5 4.2	5 6.2	5 5.9	5 5.9	5 5.7
女子家族従業者	4 4.7	4 7.9	4 6.1	4 5.0	4 5.0	4 4.9	4 4.4

総理府統計局「労働力調査報告」